

公 示

九州運輸局長
令和5年8月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年8月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
5-174 ~180	株式会社ニッシン ほか6社	○イベント定額運賃の変更 糸島市芥屋海水浴場で行われる「サンセットライブ・コンサート」の開催日に以下の定額運賃を設定する。 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 普通車 3,400円	福岡交通圏	法人事業者7社